

## 新潟市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

新潟市公文書管理条例（令和3年3月26日条例第3号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書の利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。

### 第1 審査の基本方針

審査においては、「行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、公正で開かれた市民主体の市政を推進することで市民自治の確立を目指し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」という条例の目的に鑑み、利用制限は必要最小限とする。

### 第2 条例第12条第1項第1号に基づく利用制限並びに同条第2項に基づく時の経過の考慮及び実施機関の意見の参酌について

利用請求にかかる特定歴史公文書に記録されている情報が、条例第12条第1項第1号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、新潟市情報公開条例（昭和61年10月14日条例第43号）における取扱いに倣い、利用決定等を行う時点における状況を勘案し行う。

また、その判断に際し、同条第2項に基づき「時の経過を考慮する」にあたっては、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成または取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとする。

特定歴史公文書に記録されている個人に関する情報については、作成または取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表のとおりとする。

なお、同項に定める実施機関の意見の「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は市長に委ねられている。

### 第3 寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限（条例第12条第1項第2号）

本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生じるおそれがある有期の

期間をいい、公にしないことを無条件に約束するものではない。

#### 第4 原本の破損・汚損のおそれがある場合の利用制限（条例第12条第1項第3号）について

1 「特定歴史公文書の原本」とは、受入から、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により現秩序を構成するものをいう。

2 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水漏れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその現秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間をおいて利用されるものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

3 「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求にかかる当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

#### 第5 条例第12条第3項に規定する部分利用について

1 「容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」とは、利用請求にかかる特定歴史公文書から利用制限情報にかかる分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限情報にかかる部分を物理的に除くことが、当該特定歴史公文書の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力費用等から判断して過度の負担を要せずに行うことができることをいう。

なお、特定歴史公文書については、条例第10条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまる。

従って、利用制限情報にかかる部分を除くことが、複写機で作成した複写物に墨を塗り再複写するなどにより可能であり、一般的には容易であっても、特定歴史公文書の劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限する場合がある。

#### 第6 条例第14条に規定する個人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第12条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求した場合については、その例外として、条例第14条の規定に基づき取り扱

う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第12条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、同条の規定により判断することとなる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年1月8日から施行する。

（別表）

30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類 の例（参考）
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 感染症の疫病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人またはその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

(備考)

1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成または取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄に言う「個人に関する情報」または「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

3 「犯罪歴」には犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は110年を目途とする。

4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。